

アクセス



一時保育のしおり



≪ 狛江市より「幼児教育・保育の無償化」についてお知らせ ≫

- 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合、
事前に支給認定（保育の必要性の認定）の申請が必要です。
申請方法は、市 HP をご確認ください。
無償化の対象となる場合は、一旦利用料をお支払いいただき、
狛江市へ請求書を提出いただいた後に、
市より指定口座に振り込みをいたします（償還払い）。
- 生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯・災害等特別な事情で保育料を支払うことが困難と認められた場合は、申請の上利用料金が免除されます（詳細はご相談ください。）。

社会福祉法人 雲柱社 **めぐみの森保育園**

一時保育室 “ことり”

〒201-00012

狛江市 中和泉 3-12-6

TEL : 03-3480-4448

FAX : 03-3480-5333

1 一時保育の目的

保育需要の多様化に伴い、一時保育事業を実施することにより、家庭における保育を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

2 対象児童 狛江市在住の生後 57 日目～小学校就学前までの児童

※ 現に保育施設等に入所している児童は対象になりません。

3 利用要件

(1) 育児に伴う身体的・心理的負担を解消する等の特段の理由があること。

…原則週 1 日が限度です。

(2) 保護者の就労、就学等により家庭での保育が断続的に困難な場合であること。

…原則週 3 日が限度です。

(3) 保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由により、

緊急かつ一時的に家庭における保育が困難な場合であること。

…一回の理由につき、原則休日を除いた連続して 14 日以内が限度です。

4 一時保育、開所時間

月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後5時まで

※ 開所時間外(午前9時前、午後5時以降)はお預かりできません。

5 定員等 4人(生後57日目～小学校就学前までの児童)

子どもの月齢・様子等により、4名受けられない場合があります。

6 申し込み

(1) めぐみの森保育園。携帯電話にご連絡ください。

めぐみの森保育園携帯電話 **070-5088-3568**

受付時間は、平日 月～金曜日の午前9時～午後5時となります。

(2) めぐみの森保育園一時保育登録申請書によりご登録していただきます。

その際、①健康保険証(写) ②乳幼児医療(写)

③食物アレルギーのないお子さんは母子手帳の写し(現在の月齢に近い健診のページ)

④食物アレルギーがあるお子さんのみ、かかりつけの病院で書いてもらった(有料)

市指定の健康診断書をお持ちください。

(3) 来園いただき、面接をします。面接日には、お子さんとご一緒にいらして下さい。

健康記録票は、あらかじめ記入のうえお持ちください。

(4) 申込受付開始日は次表のとおりです。(例)

	利用日	受付開始日
各月	1～15日	前月の18日
	16～31日	当月の3日
(例)6月	11日利用希望	5月18日
(例)6月	23日利用希望	6月3日

* 土・日・祝日及び年末年始にあたる場合はご利用できません。

* 受付開始日が土・日・祝日及び年末年始にあたる場合は、翌日以降最初の平日が受付開始日となります。

(5) 給食等はありません。お弁当、ミルクや離乳食、おやつ、飲み物などをお持ちください。

(6) 薬はお預かりできません。

7 利用時間・利用料金(1人1日) *0歳は1日4時間以内

区分	利用時間	利用料金
午前9時～午後5時	4時間以内	1,500円
	4時間超～8時間以内	3,000円

* 4時間利用で4時間を超えてしまった場合、8時間利用で8時間を超えてしまった場合は別途延長料金が発生しますので、必ずご利用時間をお守りください。

利用時間を過ぎてもお金を払えば、お子さんを預かることができるということではありませんので、利用時間内のお迎えをお願いします。

8 支払方法～登園時に事務室でお支払いください

* おつりのないようにご用意ください

* 未納がある場合は、ご利用できなくなる場合があります。

9 その他

* お車での登降園はご遠慮ください。